

重要事項説明書

記入年月日	2025年2月1日
記入者名	渡辺 真一
所属・職名	支配人

1 事業主体概要

名称	(ふりがな) あるそつくじょいらいふかぶしきがいしゃ A L S O K ジョイライフ株式会社		
主たる事務所の所在地	〒 530-0047 大阪市北区西天満四丁目14番3号		
連絡先	電話番号／F A X 番号	06-6360-6369/06-6360-6368	
	メールアドレス	watanabe-s@joylife.alsok.co.jp	
	ホームページアドレス	http://joylife.alsok.co.jp	
代表者（職名／氏名）	代表取締役 ／ 遠藤 嘉裕		
設立年月日	平成 1 2 年 1 0 月 6 日		
主な実施事業	※別添 1（別に実施する介護サービス一覧表）		

2 有料老人ホーム事業の概要

(住まいの概要)

名称	(ふりがな) なーびすさかいなかもず ナービス堺なかもず		
届出・登録の区分	高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅の登録		
有料老人ホームの類型			
所在地	〒 591-8022 大阪府堺市北区金岡町3043-9		
主な利用交通手段	大阪メトロ「なかもず駅」から徒歩3分、南海電鉄高野線「中百舌鳥駅」から徒歩6分		
連絡先	電話番号	072-350-3086	
	FAX番号	072-350-3087	
	ホームページアドレス	http://joylife.alsok.co.jp	
管理者（職名／氏名）	支配人 / 渡辺 真一		
建物の竣工日	平成 26年12月		
有料老人ホーム事業開始日／届出受理日	平成 27年2月1日 / 平成 25年10月		

(特定施設入居者生活介護の指定)

特定施設入居者生活介護 介護保険事業者番号		所管している自治体名	
特定施設入居者生活介護 指定日			
介護予防 特定施設入居者生活介護 介護保険事業者番号		所管している自治体名	
介護予防 特定施設入居者生活介護 指定日			

3 建物概要

土地	権利形態	賃借権	抵当権	なし	契約の自動更新	なし				
	賃貸借契約の期間	平成	26年1月15日			～平成	76年1月14日			
	面積	1,849.78 m ²								
建物	権利形態	所有権	抵当権	なし	契約の自動更新					
	賃貸借契約の期間	～								
	延床面積	3,256.55 m ² (うち有料老人ホーム部分					3,256.55 m ²)			
	竣工日	平成	26年12月15日			用途区分	有料老人ホーム			
	耐火構造	耐火建築物		その他の場合：						
	構造	鉄筋コンクリート造		その他の場合：						
	階数	3 階 (地上 3 階、地階 0 階)								
	サ高住に登録している場合、登録基準への適合性					適合している				
居室の状況	総戸数	70 戸		届出又は登録（指定）をした室数			70室 (70室)			
	部屋タイプ	トイレ	洗面	浴室	台所	収納	面積	室数	備考 (部屋タイプ、相部屋の定員数等)	
	介護居室相部屋 (夫婦・親族)	○	○	×	○	○	27.95	2	2人部屋	
	介護居室相部屋 (夫婦・親族)	○	○	×	○	○	27.90	2	2人部屋	
	介護居室個室	○	○	×	○	○	18.60	62		
	介護居室個室	○	○	×	○	○	18.65	2		
	介護居室個室	○	○	×	○	○	18.88	2		
共用施設	共用トイレ	7 ヶ所		うち男女別の対応が可能なトイレ					7 ヶ所	
				うち車椅子等の対応が可能なトイレ					4 ヶ所	
	共用浴室	個室 6 ヶ所		ヶ所						
	共用浴室における介護浴槽	機械浴 2 ヶ所		ヶ所				その他：		
	食堂	1 ヶ所		面積 184.26 m ²			入居者や家族が利用できる調理設備		なし	
	機能訓練室	ヶ所		面積 m ²						
	エレベーター	あり (ストレッチャー対応) 2 ヶ所								
	廊下	中廊下 1.9 m		片廊下 1.8 m						
	汚物処理室	2 ヶ所								
	緊急通報装置	居室 あり		トイレ あり		浴室 あり		脱衣室 あり		
		通報先 事務室			通報先から居室までの到着予定時間 1～3分					
その他	談話コーナー									
消防用設備等	消火器	あり	自動火災報知設備 あり			火災通報設備 あり				
	スプリンクラー	あり	なしの場合 (改善予定時期)							
	防火管理者	あり	消防計画		あり	避難訓練の年間回数 2 回				

4 サービスの内容

(全体の方針)

運営に関する方針		事業所が実施する事業は、利用者が介護が必要となった場合、入居者自身の選択により地域の訪問介護等の介護サービスを利用しながら、当有料老人ホームでの生活を継続できるよう支援する。
サービスの提供内容に関する特色		○ 利便性とプライバシーを重視した居室設計
サービスの種類	提供形態	委託業者名等
入浴、排せつ又は食事の介護	なし	
食事の提供	委託	株式会社ジャパンメディカルフード
洗濯、掃除等の家事の供与	なし	
健康管理の支援(供与)	なし	
状況把握・生活相談サービス	自ら実施	
提供内容		・状況把握サービス (24時間365日有資格者が常駐) (訪問又は食事や外出の機会を利用し毎日少なくとも1回の声掛け又は安否確認を行う。) (緊急通報設備を設置し、緊急時には迅速な対応を行う。) ・生活相談サービス(9:00~18:00) (日常生活における相談事項については当住宅職員が行う。) (専門的な相談事項については、必要に応じて専門機関を紹介する。)
サ高住の場合、常駐する者		
健康診断の定期検診	委託	
	提供方法	年1回健康診断の機会付与
利用者の個別的な選択によるサービス		※別添2(有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表)
虐待防止		事業者は、利用者等の人権擁護、虐待防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。 ① 虐待防止に関する責任者を選定。 責任者：(職名)支配人 (氏名)渡辺 真一 ② 研修等を通じて職員の人権意識の向上や知識、技術向上に努めます。 ③ 個別支援計画の作成等適切な支援の実施に努めます。 ④ 職員が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整え、職員が人権擁護に取り組める環境の整備に努めます。
身体的拘束		事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得たうえで、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由および態様等についての記録を行います。 ① 緊急性…直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。 ② 非代替性…身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。 ③ 一時性…利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合、直ちに身体拘束を解きます。
身体拘束等適正化委員会の責任者・開催月		(職名) 支配人
		(氏名) 渡辺 真一
		(開催月)(2023年度中) 5月 8月 11月 2月
		(内容の職員への周知方法) 会議を開催・書面で通知
身体拘束等の適正化のための指針の整備状況		(整備年月日) 2019年 11月 6日
身体拘束等の適正化のための研修の実施状況		(開催頻度) 2回/年
		(直近の実施年月日) 2023年10月

(介護サービスの内容)

特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画等の作成			
日常生活上の世話	食事の提供及び介助		
	入浴の提供及び介助		
	排泄介助		
	更衣介助		
	移動・移乗介助		
	服薬介助		
機能訓練	日常生活動作を通じた訓練		
	レクリエーションを通じた訓練		
	器具等を使用した訓練		
その他の	創作活動など		
	健康管理		
施設の利用に当たっての留意事項			
その他運営に関する重要事項			
短期利用特定施設入居者生活介護の提供			
	入居継続支援加算		
	生活機能向上連携加算		
	個別機能訓練加算		
	夜間看護体制加算		
	ADL維持等加算		
	若年性認知症入居者受入加算		
	医療機関連携加算		
	口腔衛生管理体制加算		
	口腔・栄養スクリーニング加算		
	科学的介護推進体制加算		
	退院・退所時連携加算		
	看取り介護加算		
	認知症専門ケア加算		
	サービス提供体制強化加算		
	介護職員処遇改善加算		
	介護職員等特定処遇改善加算		
	人員配置が手厚い介護サービスの実施		(介護・看護職員の配置率) : 1 以上

(併設している高齢者居宅生活支援事業者)

【併設している高齢者居宅生活支援事業者がない場合は省略】

事業所名称	(ふりがな)
主たる事務所の所在地	
事務者名	(ふりがな)
併設内容	

(連携及び協力している高齢者居宅生活支援事業者)

【連携及び協力している高齢者居宅生活支援事業者の提供を行っていない場合は省略】

事業所名称	(ふりがな)
主たる事務所の所在地	
事務者名	(ふりがな)
連携内容	

(医療連携の内容)※治療費は自己負担

医療支援		
	その他の場合:	
協力医療機関	名称	医療法人祥風会
	住所	大阪市住吉区帝塚山東4丁目2番3号
	診療科目	内科、循環器科、リハビリテーション科
	協力科目	訪問診療、急変時の対応
	協力内容	
		その他の場合:
	名称	
	住所	
	診療科目	
	協力科目	
協力歯科医療機関	協力内容	
		その他の場合:
	名称	
	住所	
	協力内容	
		その他の場合:

（入居後に居室を住み替える場合）【住み替えを行っていない場合は省略】

入居後に居室を住み替える場合		その他の場合:	
判断基準の内容			
手続の内容			
追加的費用の有無		追加費用	
居室利用権の取扱い			
前払金償却の調整の有無		調整後の内容	
従前の居室との仕様の変更	面積の増減	変更の内容	
	便所の変更	変更の内容	
	浴室の変更	変更の内容	
	洗面所の変更	変更の内容	
	台所の変更	変更の内容	
	その他の変更	変更の内容	

（入居に関する要件）

入居対象となる者	要支援、要介護		
留意事項	次の①または②に該当する者である。 ①単身高齢者世帯 ②高齢者＋同居者（配偶者 / 60歳以上の親族 / 要介護認定又は要支援認定を受けている 60歳未満の親族 / 特別な理由により同居させる必要があると知事が認める者） （「高齢者」とは、60歳以上の者又は要介護認定若しくは要支援認定を受けている60歳未満の者をいう。）		
契約の解除の内容	入居契約書第17条 事業者は、入居者、身元引受人またはその家族が次の各号に該当する場合、事業者が相当の期間を定めて当該義務の履行を催促したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができる。 （1）賃料等の支払いを滞納し、その額が2ヶ月分以上に達した場合 （2）入居者の故意又は過失により必要になった修繕に要する費用を支払わない場合 2事業者は、入居者、身元引受人またはその家族が次に掲げる義務に違反した場合において当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。 （1）第3条の使用目的に違反したとき （2）第13条（許可が必要な事項）のいずれかに違反したとき （3）第14条（禁止事項）のいずれかに違反したとき （4）第15条（第三者同居の禁止）の規定に違反したとき （5）反社会的集団（暴力団、過激な集団等）の関係者であることが判明し、またはこれらの団体に加盟したとき （6）特別の事由なく事業者に通知せずに本物件を1ヶ月以上使用しないとき （7）共同生活の秩序を乱す行為があったとき （8）他の入居者、従業者および同一の建物を利用する者等の生活又は健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、これを防止することができないとき （9）他の入居者、従業者および同一の建物を利用する者等に対するハラスメントにより、信頼関係が著しく害された場合 （10）その他本契約に関し重大な義務違反があったとき 入居契約書第19条 入居者は、事業者に対して少なくとも30日前に書面にて解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができる。 2前項の規定にかかわらず、入居者は、解約申入れの日から30日分の賃料、共益費及び基本サービス料金（本契約の解約後の賃料相当額、共益費相当額及び基本サービス料金相当額を含む。）を事業者に支払うことにより、解約申入れの日から起算して30日を経過する日までの間、随時に本契約を解約することができる。 3入居者は、第2条第4項で定めた契約の始期までは本契約を解約できるものとし、この場合、事業者は別途事業者が定める手続きにより入居者から受領した金員を無利息で返還する。		
事業主体から解約を求める場合	解約条項	入居契約書第17条	
	解約予告期間	相当期間	
入居者からの解約予告期間	ヶ月	入居者は、事業者に対して少なくとも30日前に書面にて解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができる。	
体験入居	あり	内容	最長1週間 8,800円（税込）/日（3食付き）
入居定員	74人		
その他			

5 職員体制

(職種別の職員数)

	職員数（実人数）			常勤換算人数	兼務している職種名及び人数
	合計	常勤	非常勤		
管理者	1	1	0		
生活相談員	0	0	0		
直接処遇職員					
介護職員	10	7	3		
看護職員	0	0	0		
機能訓練指導員	0	0	0		
計画作成担当者	0	0	0		
栄養士	0	0	0		
調理員	0	0	0		
事務員	2	1	2		
その他職員	0	0	0		
1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数					42 時間

(資格を有している介護職員の人数)

	合計			備考
		常勤	非常勤	
介護福祉士	8	6	2	
介護職員初任者研修修了者	2	1	1	

(資格を有している機能訓練指導員の人数)

	合計		
		常勤	非常勤
看護師又は准看護師			
理学療法士			
作業療法士			
言語聴覚士			
柔道整復師			
あん摩マッサージ指圧師			
はり師			
きゅう師			

(夜勤を行う看護・介護職員等の人数)

夜勤帯の設定時間（ 時～ 時）		
	平均人数	最少時人数（宿直者・休憩者等を除く）
看護職員	人	人
介護職員	1 人	1 人
生活相談員	人	人
	人	人

(特定施設入居者生活介護等の提供体制)

特定施設入居者生活介護 の利用者に対する看護・ 介護職員の割合 （一般型特定施設以外の 場合、本欄は省略）	契約上の職員配置比率		
	実際の配置比率 （記入日時点での利用者数：常勤換算職員数）		: 1
外部サービス利用型特定施設である 有料老人ホームの介護サービス 提供体制（外部サービス利用型特 定施設以外の場合、本欄は省略）	ホームの職員数	人	
	訪問介護事業所の名称		
	訪問看護事業所の名称		
	通所介護事業所の名称		

(職員の状況)

管理者	他の職務との兼務				なし					
	業務に係る資格等		なし		資格等の名称		ホームヘルパー2級			
	看護職員		介護職員		生活相談員		機能訓練指導員		計画作成担当者	
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
前年度1年間の採用者数			3	3						
前年度1年間の退職者数			1	3						
業務に従事した経験年数に応じた職員の人数	1年未満		0	0						
	1年以上3年未満		0	0						
	3年以上5年未満		1	0						
	5年以上10年未満		1	0						
	10年以上		5	3						
備考										
従業者の健康診断の実施状況			あり							

6 利用料金

(利用料金の支払い方法)

居住の権利形態		建物賃貸借方式	
利用料金の支払い方式		月払い方式	
		選択方式の内容 ※該当する方式を全て選択	
年齢に応じた金額設定		なし	
要介護状態に応じた金額設定		なし	
入院等による不在時における利用料金（月払い）の取扱い		なし	
		内容：	
利用料金の改定	条件	次のいずれかに該当する場合には、協議の上、3年に1回程度賃料を改定することができる。 （１）土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により賃料が不相当となった場合 （２）土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により賃料が不相当となった場合 （３）近傍同種の建物の賃料に比較して賃料が不相当となった場合 （４）収支状況等により賃料が不相当となった場合	
	手続き	入居者と協議の上	

(代表的な利用料金のプラン)

			プラン 1	プラン 2
入居者の状況	要介護度			
	年齢			
居室の状況	部屋タイプ		介護居室個室	介護居室相部屋（夫婦・親族）
	床面積		18.6㎡～18.88㎡	27.9㎡～27.95㎡
	トイレ		あり	あり
	洗面		あり	あり
	浴室		なし	なし
	台所		あり	あり
	収納		あり	あり
入居時点で必要な費用	敷金		100,000円	150,000円
月額費用の合計			・夏季（7.8.9月） 冬季（12.1.2月） 187,383円 ・その他月 185,288円	・夏季（7.8.9月） 冬季（12.1.2月） 311,328円 ・その他月 309,233円
家賃			67,000円	95,000円
サービス費用	特定施設入居者生活介護※の費用			
	介護保険外	食費	59,700円（30日3食）	119,400円（30日3食 2人分）
		共益費	31,000円	42,800円
		状況把握及び生活相談サービス費	24,445円	48,890円（2人分）
		光熱水費	・夏季（7.8.9月） 冬季（12.1.2月） 5,238円 ・その他月 3,143円	・夏季（7.8.9月） 冬季（12.1.2月） 5,238円 ・その他月 3,143円
備考	介護保険費用1割,2割又は3割の利用者負担（利用者の所得等に応じて負担割合が変わる。） ※介護予防・地域密着型の場合を含む。			

(利用料金の算定根拠等)

家賃	施設の開発費、建設費、土地の賃借料、共用施設の維持管理等を基礎に算定	
敷金	家賃の 1.5 ヶ月分	
	解約時の対応	原状回復費用（発生時）を差し引き返却
前払金		
食費	事業者が提供する食事に係る費用。 サービス付き高齢者向け住宅における食費（飲食料品の提供の対価）に係る消費税については、一食670円以下、一日累計額2,010円に達するまでは、軽減税率（8%）の対象。当施設では、この軽減税率の対象となる飲食料品の提供を「朝食」の食費とする。それ以外の飲食料品の提供は、軽減税率の対象外。	
共益費	修繕費、建物管理委託費、共用部光熱費等に係る費用	
状況把握及び生活相談サービス費		
電気代	居室の電気代にかかる費用	
介護保険外費用		
利用者の個別的な選択によるサービス利用料	別添 2 サービス一覧表を参照	
その他のサービス利用料	別添 2 サービス一覧表を参照	

(特定施設入居者生活介護に関する利用料金の算定根拠)

特定施設入居者生活介護※に対する自己負担	
特定施設入居者生活介護※における人員配置が手厚い場合の介護サービス（上乘せサービス）	
※ 介護予防・地域密着型の場合を含む。	

(前払金の受領) ※前払金を受領していない場合は省略

想定居住期間（償却年月数）		
償却の開始日		
想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額（初期償却額）		
初期償却額		
返還金の算定方法	入居後 3 月以内の契約終了	
	入居後 3 月を超えた契約終了	
前払金の保全先		

7 入居者の状況

(入居者の人数)

年齢別	65歳未満	0 人
	65歳以上75歳未満	1 人
	75歳以上85歳未満	12 人
	85歳以上	50 人
要介護度別	自立	0 人
	要支援1	5 人
	要支援2	7 人
	要介護1	6 人
	要介護2	13 人
	要介護3	10 人
	要介護4	13 人
	要介護5	9 人
入居期間別	6か月未満	7 人
	6か月以上1年未満	12 人
	1年以上5年未満	26 人
	5年以上10年未満	18 人
	10年以上15年未満	0 人
	15年以上	0 人
喀痰吸引の必要な人／経管栄養の必要な人		0人 / 0人
入居者数		63 人

(入居者の属性)

性別	男性	15 人		女性	48 人	
男女比率	男性	24 %		女性	76 %	
入居率	85.7 %		平均年齢	90.1 歳	平均介護度	2.6

(前年度における退去者の状況)

退去先別の人数	自宅等	5 人
	社会福祉施設	5 人
	医療機関	2 人
	死亡者	8 人
	その他	0 人
生前解約の状況	施設側の申し出	0 人
		(解約事由の例)
	入居者側の申し出	12 人
		(解約事由の例) 他施設転居ほか

8 苦情・事故等に関する体制

(利用者からの苦情・虐待に対する窓口等の状況)

窓口の名称 (設置者)		①施設苦情相談窓口 支配人 渡辺 真一 ②本社苦情相談窓口 総合企画部 総務グループ 部長 児島 智巳
電話番号 / F A X		①072-350-3086 FAX ①072-350-3087 ②06-6360-6369 ②06-6360-6368
対応している時間	平日	①② 9:00～18:00
	土曜	① 9:00～18:00
	日曜・祝日	① 9:00～18:00
定休日		①なし ②土曜・日曜・祝祭日・12/30～1/3
窓口の名称 (行政)		堺市北区役所 地域福祉課
電話番号 / F A X		072-258-6651 / 072-258-6836
対応している時間	平日	9:00～17:00
定休日		土日祝祭日 12/29～1/3
窓口の名称 (行政)		堺市役所 住宅施策推進課
電話番号 / F A X		072-228-8215 / 072-228-8034
対応している時間	平日	9:00～17:00
定休日		土日祝祭日 12/29～1/3
窓口の名称 (行政)		堺市役所 介護事業者課
電話番号 / F A X		072-228-7348 / 0722-228-7481
対応している時間	平日	9:00～17:00
定休日		土日祝祭日 12/29～1/3
窓口の名称 (大阪府国民健康保険団体連合会)		大阪府国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口
電話番号 / F A X		06-6949-5418 / なし
対応している時間	平日	9:00～17:00
定休日		土日祝祭日

(サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応)

損害賠償責任保険の加入状況	あり
	ありの場合 の内容: 損害保険ジャパン株式会社 介護賠償責任保険
賠償すべき事故が発生したときの対応	あり
	ありの場合 の内容: 事故対応マニュアルに基づき速やかに対応します。
事故対応及びその予防のための指針	

(利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等)

利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況		ありの場合		
		実施日	2021年8月	
		結果の開示		
			開示の方法	掲示
第三者による評価の実施状況		ありの場合		
		実施日		
		評価機関名称		
		結果の開示		
			開示の方法	

9 入居希望者への事前の情報開示

入居契約書の雛形	入居希望者に交付
管理規程	入居希望者に交付
事業収支計画書	入居希望者に公開
財務諸表の要旨	入居希望者に公開
財務諸表の原本	入居希望者に公開

10 その他

運営懇談会		ありの場合			
		開催頻度	年 1 回		
		構成員	入居者・身元引受人および事業者が参加を許可した者		
		なしの場合の代替措置の内容			
提携ホームへの移行		ありの場合の提携ホーム名			
個人情報の保護	事業者は、利用者およびその家族、身元引受人に関する個人情報が含まれる記録物（磁気媒体情報および伝送情報を含む）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。				
緊急時等における対応方法	・緊急時に備え、サービス提供開始時に緊急連絡先を届出いただきます。 ・利用者が疾病、負傷等により治療が必要となった場合は、事業者の協力医療機関、利用者の選択による医療機関、またはサービス圏なかもずにおいて、必要な治療が受けられるよう、連絡、紹介等の協力を行います。また、夜間についても看護師と連絡体制をとり、必要に応じて緊急時の対応および健康上の管理等を行う体制を確保しております。 ・治療の必要性の判断は、医師が行うこととします。 ・利用者に入院治療が必要と判断される場合には、利用者を協力医療機関等にお連れし、入院していただきます。 ・入院の必要性の判断は、必ず医師の意見に基づくものとし、事前に利用者の意見を確認しますと共に、身元引受人の同意を得ることとします。 ・入院中における付き添いはいたしません。				
大阪府福祉のまちづくり条例に定める基準の適合性	適合	不適合の場合の内容			
堺市有料老人ホーム設置運営指導指針「規模及び構造設備」に合致しない事項	なし				
合致しない事項がある場合の内容					
「7. 既存建築物等の活用 の場合等の特例」への適合性	適合している				
	代替措置等の内容				
不適合事項がある場合の入居者への説明					
上記項目以外で合致しない事項	なし				
合致しない事項の内容					
代替措置等の内容					
不適合事項がある場合の入居者への説明					

添付書類：別添 1（別を実施する介護サービス一覧表）
別添 2（個別選択による介護サービス一覧表）

上記の重要事項の内容について、事業者より説明を受けました。

（入居者）

住 所 _____

氏 名 _____ 様

（入居者代理人）

住 所 _____

氏 名 _____ 様

上記の重要事項の内容について、入居者、入居者代理人に説明しました。

説明年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

説明者署名 _____

(別添1)事業主体が堺市で実施する他の介護サービス

介護保険サービスの種類		事業所の名称	所在地
<居宅サービス>			
訪問介護	あり	訪問介護ステーションナービス堺	堺市北区長曽根町3082-5 エンジェルズ・アイ 301号室
訪問入浴介護			
訪問看護	あり	訪問看護ステーションナービス堺	堺市北区長曽根町3082-5 エンジェルズ・アイ 301号室
訪問リハビリテーション			
居宅療養管理指導			
通所介護			
通所リハビリテーション			
短期入所生活介護			
短期入所療養介護			
特定施設入居者生活介護			
福祉用具貸与			
特定福祉用具販売			
<地域密着型サービス>			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護			
夜間対応型訪問介護			
地域密着型通所介護			
認知症対応型通所介護			
小規模多機能型居宅介護			
認知症対応型共同生活介護			
地域密着型特定施設入居者生活介護			
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護			
看護小規模多機能型居宅介護			
居宅介護支援			
<居宅介護予防サービス>			
介護予防訪問介護	あり	訪問介護ステーションナービス堺	堺市北区長曽根町3082-5 エンジェルズ・アイ 301号室
介護予防訪問看護	あり	訪問看護ステーションナービス堺	堺市北区長曽根町3082-5 エンジェルズ・アイ 301号室
介護予防訪問リハビリテーション			
介護予防居宅療養管理指導			
介護予防通所リハビリテーション			
介護予防短期入所生活介護			
介護予防短期入所療養介護			
介護予防特定施設入居者生活介護			
介護予防福祉用具貸与			
特定介護予防福祉用具販売			
<地域密着型介護予防サービス>			
介護予防認知症対応型通所介護			
介護予防小規模多機能型居宅介護			
介護予防認知症対応型共同生活介護			
介護予防支援			
<介護保険施設>			
介護老人福祉施設			
介護老人保健施設			
介護医療院			

(別添2)

有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表

	特定施設入居者生活介護費で実施するサービス(利用者一部負担※1)	個別の利用料で実施するサービス		備 考
		料金※2 (税抜)		
介護サービス	食事介助		あり	在宅サービス
	排せつ介助・おむつ交換		あり	在宅サービス
	おむつ代		なし	
	入浴 (一般浴) 介助・清拭		あり	在宅サービス
	特浴介助		あり	在宅サービス
	身辺介助 (移動・着替え等)		あり	在宅サービス
	機能訓練		あり	訪問看護サービスを利用
生活サービス	通院介助		あり	有料サービス (690円/15分)
	居室清掃		あり	有料サービス (690円/15分)
	リネン交換		あり	有料サービス (690円/15分)
	日常の洗濯		あり	有料サービス (690円/15分)
	居室配膳・下膳		あり	一食：100円 (税抜)
	入居者の嗜好に応じた特別な食事		なし	
	おやつ		なし	
	理美容師による理美容サービス		あり	実費負担
	買い物代行		あり	有料サービス (690円/15分)
	役所手続代行		あり	有料サービス (690円/15分)
健康管理サービス	金銭・貯金管理		なし	
	定期健康診断		あり	実費負担
	健康相談		あり	訪問看護サービスを利用
	生活指導・栄養指導		なし	
	服薬支援		あり	訪問看護サービスを利用
	生活リズムの記録 (排便・睡眠等)		あり	在宅サービス
	移送サービス		なし	
入退院のサービス	入退院時の同行		なし	
	入院中の洗濯物交換・買い物		なし	
	入院中の見舞い訪問		なし	

※1利用者の所得等に応じて負担割合が変わる(1割、2割又は3割の利用者負担)。ケアプランに定められた回数を超える分は介護保険外サービス。
 ※2「あり」を選択したときは、各種サービスの費用が、月額の利用料に含まれる場合と、サービスの利用の都度払いによる場合とに分けて、1回当たりの金額など単位を明確にして入力する。